

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構課題対応型支援実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）における課題対応型支援の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 課題対応型支援とは、外部からの依頼に基づき、技術指導の実効性を高めるため、道総研が簡易的又は短期的に試験、分析、測定、調査、評価等を実施することをいう。

### (課題対応型支援の期間)

第3条 支援の期間は、一つの課題対応型支援に対して原則として1年以内とする。

### (事前相談)

第4条 道総研に課題対応型支援の実施を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程（平成22年4月1日規程第4号）第2条に規定する組織（以下「試験場等」という。）の担当研究職員等（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする課題対応型支援の内容について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

- 2 担当職員は、利用者に対し、課題対応型支援の実施に必要な事項について説明しなければならない。
- 3 担当職員は、前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程（令和8年3月27日規程第8号。以下「依頼試験規程」という。）に基づく依頼試験（以下「依頼試験」という。）を含む支援を行う場合には、利用者に対し、別に定める依頼試験利用約款（以下「約款」という。）を提示（インターネットを利用した閲覧可能な状態にする措置を含む。）し、当該依頼試験の実施に必要な事項について説明する。

### (申込み)

第5条 利用者は、事前相談の後に、支援内容等を記載した課題対応型支援申込書（別記第1号様式）を当該試験場等の長に提出するものとする。

- 2 試験場等の長は、原則として事前相談を受けていない申込みは受理しないものとする。
- 3 当該試験場等の長は、課題対応型支援の内容を決定するために、必要な製品、部品、材料、治具、資料、データ（以下「現品」という。）の提供を利用者に求めることができる。この場合において、現品の提供に要する経費は利用者が負担するものとする。
- 4 第1項の申込書の内容に依頼試験を含む場合、当該依頼試験は依頼試験規程及び約款に基づき実施する。

### (課題対応型支援の諾否)

第6条 試験場等の長は、第5条の申込書の提出があったときは、技術的実施の可能性、試験機器の状況、第5条第4項の規定により準用される約款に定める拒絶理由の有無その他一切の事項を考慮のうえ、当該申込の諾否を決定する。

- 2 当該試験場等の長は、課題対応型支援の諾否を決定したときは、その諾否を課題対応型支援諾否通知書（別記第2号様式）により利用者に通知するものとする。

#### （手数料）

第7条 利用者は課題対応型支援の手数料を負担するものとする。

- 2 手数料は、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年4月1日第50号。以下「諸料金規程」という。）の定めるところによる。また、実施する依頼試験に係る手数料については、諸料金規程の依頼試験等手数料に関する規定による。
- 3 利用者は前項の規定に係る手数料について、道総研が作成した請求書兼振込依頼書により別に指定する期日までに納付しなければならない。

#### （支援内容の変更）

第8条 試験場等の長は、天災その他やむを得ない理由により課題対応型支援の継続が困難となったときには、利用者と協議の上、当該支援内容を変更、又は中止することができる。

- 2 利用者は、課題対応型支援を中止、又は支援内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更申込書（別記第3号様式）を当該試験場等の長に提出しなければならない。
- 3 当該試験場等の長は、利用者から内容変更依頼書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、諾否を課題対応型支援変更諾否通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

#### （手数料の精算）

第9条 試験場等の長は、課題対応型支援が終了したときは、速やかに手数料の精算を行い、残余が生じたときは当該残余額を利用者に返還し、不足が生じたときは当該不足額を利用者に請求するものとする。

#### （支援結果の通知）

第10条 試験場等の長は、課題対応型支援が終了したときは、実施結果を記した課題対応型支援結果報告書（別記第5号様式）を利用者へ交付するものとする。

- 2 前項の場合において、依頼試験を実施したときは、依頼試験規程第6条第1項の規定に基づき、報告書等を利用者に交付するものとする。

#### （成果の帰属）

第11条 課題対応型支援によって生じた発明、考案、意匠、著作物その他の成果に係る権利の帰属及び取扱いについては、道総研と利用者との協議の上、別に定めるものとする。

#### （現品の取扱い）

第12条 課題対応型支援のために提出された現品は、返却しない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により、現品を返却する場合に要する費用は、利用者が負担するものとする。
- 3 道総研は、現品の使用及び保管に伴い生じた現品の滅失又は損傷については、道総研の責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償の責任を負わないものとする。

- 4 第5条第4項に定める依頼試験に係る現品については、依頼試験規程及び依頼試験利用約款の定めるところによる。

(守秘義務)

第13条 道総研は、課題対応型支援の遂行上知り得た利用者の業務上の秘密については、他に漏らしてはならないものとする。ただし、約款に別段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

- 2 道総研は、利用者の同意を得た場合に限り、課題対応型支援の成果を公表することができるものとする。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月10日から施行する。